

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和4年7月20日

世田谷区

1 業務概要

- (1) 件名 世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築事業
- (2) 目的 本業務は、改築を予定している世田谷区立砧小学校・砧幼稚園について、設計及び建設を一貫して実施する「デザインビルド方式」を適用して施工上の課題解決や工期短縮を図りながら、効率的かつ効果的に事業を実施するものである。
- (3) 事業期間 令和5年4月から令和15年3月まで（予定）
- (4) 業務内容 世田谷区立砧小学校・砧幼稚園の設計業務、建設業務及び工事監理業務
詳細は、事業者選定プロポーザル実施要領、要求水準書及び各業務委託仕様書（案）のとおり。

事業範囲一覧表（本業務に含まれるものを●とする）

	設計業務	建設業務	工事監理業務	備考
既存幼稚園移転他整備工事	●	●	●	既存校舎内に幼稚園を移転するための改修 仮設校舎・園舎建設に伴う 既存校舎改修を含む
解体工事	●	●	●	校舎、体育館、プール、園舎
仮設校舎・園舎建設工事	●	—	●	設計業務は、基本設計まで が本事業範囲
建築工事	●	●	●	
電気設備工事	●	●	●	太陽光発電含む
給排水衛生設備工事	●	●	●	
空気調和設備工事	●	●	●	
擁壁整備工事	●	●	●	解体工事含む
外構工事	●	●	●	校庭整備、道路整備含む

2 参加者の構成及び参加者等の備えるべき参加資格要件 (基準日：参加申込書受付日現在)

(1) 参加者の構成等

参加者の構成等については、以下のとおりとする。

- 1) 参加者は複数の構成員からなる任意に結成された共同企業体(以下「JV」という。)とする。
- 2) JVは次に掲げる要件を満たすものとする。
 - ア JVの構成員は設計業務及び工事監理業務を担当する者(以下「設計者」という。)1者と主に建設業務を担当する者(以下「施工者」という。)1者から3者とする。下記表の①～③の何れかとする。

①	設計者1者 + 施工者1者で構成する	2者JV
②	設計者1者 + 施工者2者で構成する	3者JV
③	設計者1者 + 施工者3者で構成する	4者JV

- イ JVの代表構成員は第1順位(「2 (2) 3) 3-① 1)」を参照)の施工者とする。
- ウ JVの構成員は、他のJVの構成員として本プロポーザルに参加することはできない。
- 3) 施工者の出資比率について、代表構成員は構成員中最大とする。施工者2者の場合は他方の構成員は30%以上の出資比率とする。施工者3者の場合はその他の構成員は20%以上の出資比率とする。
- 4) 設計者の出資比率は任意とする。
- 5) 参加者は、その全ての構成員の担当業務(設計、建設、工事監理)を明らかにすること。
- 6) 参加者は本区から請け負った業務について、事前に、本区の承諾が得られた場合には、担当業務を第三者に委託し、又は下請負人を使用することができるものとする。ただし、以下の(2)1)に定める全ての構成員に共通の参加資格要件を全て満たす者とする。また、この再委託先は、本プロポーザルの他の参加者の構成員となっていない者とする。

(2) 各構成員の参加資格要件

代表構成員及び構成員は、本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。かつ、以下の参加資格要件を満たすこと。

1) 全ての構成員に共通の参加資格要件

次のア～コに掲げる条件を満たすこと。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること。
- イ 「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」(以下「電子調達サービス」という。)で本区の入札参加資格を有していること。

- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- エ 本区から世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月23世経理第709号）に基づく入札参加除外措置を現に受けていないこと。
- オ 本区から世田谷区指名停止基準（平成7年3月世経理発第221号）に基づく指名停止措置を現に受けていないこと。
- カ 建設業法（昭和24年法律第100号）又は建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）の規定に従い、監理技術者、主任技術者又は建築士を適正に配置できること。
- キ 次に掲げる本事業に係るアドバイザー業務に関与している者及びそれらの関係会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者、親会社を同じくする子会社同士にある者、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている者又は一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている者をいう。）でないこと。
なお、本事業の業務に係わっている者は以下のとおりである。
- ・株式会社建設技術研究所
 - ・株式会社日総建
- ク 次に該当しないこと。
- ・世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築事業に係る事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）委員及びその親族（2親等内の血族及び姻族に限る。）が主宰、役員、顧問及び所属をしている営利団体
 - ・審査委員会委員が大学に所属する場合において、その審査委員会委員の研究室に現に所属する者が主宰、役員、顧問及び所属をしている営利団体
- ケ 参加時及び契約締結日までに、会社法（平成17年法律第86条）第511条の規定による特別清算開始の申立てをなされていない者であること。破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条による破産の申立てをなされていない者であること。
- コ 法人税、事業税、消費税及び地方税を滞納していない者であること。また、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料等の滞納がないこと。

2) 設計業務及び工事監理業務を行う者

次のア～ウに掲げる条件を満たすこと。

- ア 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- イ 電子調達サービスにおいて「建築設計」の順位格付が上位100位以内であること。
- ウ 平成17年度以降に履行完了したもので、小学校又は中学校の新築又は改築事業（新築又は改築部分の延べ面積が4,000㎡以上のものに限る。）の基本設計及び実施設計業務の実績があること。
※同一学校について基本設計、実施設計いずれも履行完了した実績に限る。

3) 建設業務を行う者

世田谷区から請負った前年度及び今年度にしゅん工した工事において、49点以下の工事成績評定を受けていないこと（建設共同企業体対象案件の場合は、代表者及び各構成員それぞれに適用する。）。

※同時受注件数の制限

区では、工事の確実な履行を確保するため、入札参加資格等において、区から受注している1億円以上の未完成工事が契約予定日において5件以下であることを要件としている。今後、本事業に関する工事請負契約についても件数に計上されるので留意すること。

3-① 施工者1者の場合

1) 代表構成員（第1順位）となる施工者の参加資格要件

次のア～カに掲げる条件を満たすこと。

- ア 電子調達サービスにおいて「建築工事」Aの格付を有すること。
- イ 電子調達サービスにおいて「一般土木工事」Aの格付を有すること。
- ウ 経営事項審査の建築工事業に係る総合評定値が1,500点以上であること。
- エ 経営事項審査の土木工事業に係る総合評定値が1,200点以上であること。
- オ 建築工事業の特定建設業許可を受けていること。
- カ 平成17年度以降に履行完了したもので、住宅等建築物の隣接地において、擁壁の新設又は改修の施工実績があること。なお、元請（JVでの請負工事については代表構成員）として請け負ったものに限る。

3-② 施工者2者の場合

1) 代表構成員（第1順位）となる施工者資格要件は3-① 1) に準ずる。

2) 第2順位となる施工者の参加資格要件

次のア、イ、ウに掲げるいずれかを満たすこと。

- ア 電子調達サービスにおいて「建築工事」Aの格付を有すること。
- イ 電子調達サービスにおいて「電気工事」Aの格付を有すること。
- ウ 電子調達サービスにおいて「空調工事」Aかつ「給排水衛生工事」Aの格付を有すること。

3-③ 施工者3者の場合

1) 代表構成員（第1順位）となる施工者資格要件は3-① 1) に準ずる。

2) 構成員（第2順位）となる施工者資格要件は3-② 2) に準ずる。

3) 第3順位となる施工者の参加資格要件

次のア、イ、ウに掲げるいずれかを満たすこと。

- ア 世田谷区内に本店又は営業所を有し、優先業種区分「建築」に登録され、電子調達サービスにおいて「建築工事」A又はBの格付を有すること。
- イ 世田谷区内に本店又は営業所を有し、優先業種区分「電気設備」に登録され、電子調達サービスにおいて「電気工事」A又はBの格付を有すること。
- ウ 世田谷区内に本店又は営業所を有し、優先業種区分「機械設備」に登録され、電子調達サービスにおいて「空調工事」A又はBの格付があり、かつ「給排水衛生工事」A又はBに格付を有すること。

(3) 配置予定技術者の要件

1) 総括代理人

- ア 参加者は、本業務全体の総括責任者（以下「総括代理人」という。）を配置すること。
- イ 総括代理人は、代表構成員から配置すること。
- ウ 総括代理人は、設計業務における設計主任技術者、建設業務における現場代理人及び監理技術者を総括し、設計業務及び建設業務に関して相互調整を行う。
- エ 一級建築士の資格を有すること。
- オ 平成17年度以降に履行完了したもので、小学校又は中学校を含む教育施設又はその他公共施設の新築又は改築事業の施工実績があること。
- カ 総括代理人の下に、設計業務における主任技術者及び各設計担当技術者を配置すること。
- キ 総括代理人の下に、建設業務における現場代理人、監理技術者及び土木工事業務における施工担当技術者を配置すること。

2) 設計主任技術者

- ア 設計主任技術者は、設計者から配置すること。
- イ 設計主任技術者は、一級建築士の資格を有すること。
- ウ 平成17年度以降に履行完了したもので、小学校又は中学校の新築又は改築事業（新築又は改築部分の延べ面積が4,000㎡以上のものに限る。）の基本設計及び実施設計業務の実績があること。
- エ 設計主任技術者は、工事監理業務に関する主任技術者を兼任できるが、意匠、構造、設備、土木、照査それぞれの担当技術者は別に配置すること。

3) 設計担当技術者

設計業務にかかわる以下の技術者は、JVの構成員から配置すること。ただしウ～オについては、代表構成員、構成員以外の者（以下「協力企業」という。）からの配置を可とする。

- ア 建築意匠担当技術者（1名）…一級建築士
- イ 建築構造担当技術者（1名）…構造設計一級建築士
- ウ 建築設備担当技術者（1名以上）…設備設計一級建築士又は建築設備士（電気設備、給排水衛生設備、空気調和設備を兼任できるものとする）

エ 土木設計担当技術者（1名）…技術士（総合技術監理部門）、技術士（建設部門）、RCCM又は地盤品質判定士

オ 積算担当技術者（1名）…建築積算士

カ 照査技術者（1名）…一級建築士

※技術士（総合技術管理部門）及び技術士（建設部門）の選択科目は、「土質及び基礎」、「鋼構造及びコンクリート」、「道路」、「施工計画、施工設備及び積算」、RCCMの選択部門は、「道路」、「地質」、「土質及び基礎」、「鋼構造及びコンクリート」、「施工計画、施工設備及び積算」とする。

4) 現場代理人及び監理技術者

ア 現場代理人及び監理技術者は代表構成員から配置すること。

イ 現場代理人は監理技術者を兼任できるものとする。

ウ 現場代理人は一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有すること。

エ 現場代理人は、平成17年度以降に履行完了したもので、小・中学校を含む教育施設又はその他公共施設の新築又は改築事業の施工実績があること。

5) 土木施工担当技術者

ア 土木施工担当技術者は、代表構成員から配置すること。

イ 一級土木施工管理技士の資格を有すること。

ウ 平成17年度以降に履行完了したもので、住宅等建築物の隣接地において、擁壁の新設又は改修の施工実績があること。

(4) 参加資格要件確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加申込書を受付した日とする。ただし、参加資格確認後、優先交渉権者決定の日までの間に、代表構成員又は構成員が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。

また、基本協定締結日までの間に代表構成員又は構成員が参加資格要件を欠くこととなった場合には基本協定を締結しないこととする。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

上記「2 参加者の構成及び参加者等の備えるべき参加資格要件」を有する事業者であって、受付期限までに参加申込書を提出した者とする。

4 優先交渉権者を特定するための評価基準

(1) 一次審査における評価項目

様式 (番号)	評価項目	評価基準
参加者概要書 (3-1~3-2-3)	参加者概要	有資格者数
実績調書 (設計者) (4-1)	小学校又は中学校の新築又は改築設計実績	小学校又は中学校の新築又は改築設計 (複合用途、建物規模)
実績調書 (施工者) (4-2)	代表構成員の隣接擁壁施工実績	隣接擁壁施工実績 (施工規模)
各配置予定技術者経歴書 (6-1~6-4)	各配置予定技術者の業務実績	各配置予定技術者の業務実績 (施設規模、参加立場)
地域貢献関係書類 (8-1~8-2)	地域貢献	J V構成員、下請協力会社 (最大 10 社) として区内事業者の参入 災害時協力協定、本店所在地
公契約関係書類 (9、その他公契約に関する提出書類)	公契約	施工者の公契約の順守 *各構成員の順守状況を評価 *賃金支払状況は J Vとして提出すること
①一次審査評価点合計		

※各配置予定技術者は、総括代理人、設計主任技術者、現場代理人、土木施工担当技術者とする。

(2) 二次審査における評価項目

評価項目	評価基準
事業特性を踏まえた体制、工程計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を最小限の工期で実施するための考察と基本的な考え方 ・設計・施工一括発注であることを踏まえた J V 企業体の組織及び配置技術者の体制 ・設計から施工までの期間に、必要な業務内容等を考慮した全体工程計画 ・施工の工程を短縮するための工夫点
小学校・幼稚園施設計画における対応	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想を踏まえた施設・外構計画の提案 ・将来の児童数増、多様な児童の特性、新たな学習活動 (ICT活用等)、医療的ケア児などへの対応を見据え、柔軟な対応が可能な施設計画の提案 ・複合化のメリットを生かした合理的かつ魅力ある施設計画の提案 ・地域コミュニティの拠点としての機能及び災害時における避難所機能を確保した施設計画

学校運営や周辺環境に配慮した、効率的かつ効果的なローリング計画	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設校舎・園舎など、工事期間中の諸条件を踏まえ、構造計画を含めた具体的なローリング計画の提案 ・工事期間中における小学校・幼稚園運営及び周辺住民に配慮した安全対策及び動線を確保した仮設計画 ・災害時等における安全確保の方法及び体制
隣接施工における宅地造成への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地状況を考慮した各部位毎の擁壁に対する合理的な工法選定と具体的な擁壁構築手順の提案 ・土砂災害特別警戒区域における工事にあたり、災害時を含め常時安全を確保するために必要な技術的基準等の整理や指定解除のための具体的な方策 ・設計施工一括発注の利点を活かした、擁壁構築を安全かつ迅速に行うための設計上の工夫点
工事費等低減の手法	<ul style="list-style-type: none"> ・工事費縮減についての具体的な提案 ・ライフサイクルコスト縮減についての具体的な提案 ・提案価格（見積金額）に基づいて設計業務を遂行するにあたってのコスト管理体制や工夫点
ヒアリング	説明力、知識・技術力、姿勢、熱意等

5 手続き等

(1) 担当部課

手続きについての本区の担当窓口を以下のとおり定める。また、各手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り下記を窓口とする。

住 所：〒154-8504

東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号 第1庁舎 2階

世田谷区教育委員会事務局 教育総務部 教育環境課 教育環境担当（改築）

電 話：03-5432-2665

E-mail：SEA02040@mb.city.setagaya.tokyo.jp

時 間：午前9時～午後5時

ただし、土・日曜日、祝日、並びに月～金曜日の正午～13時を除く。

(2) 実施要領等関連書類の交付期間、場所及び方法

1) 交付期間

令和4年7月20日（水）から令和4年8月12日（金）正午まで

2) 交付場所及び方法

世田谷区ホームページよりダウンロード

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/005/007/d00187453.html>

トップページ →
 目次から探す →
 子ども・教育・若者支援 →
 小・中学校 →
学校改築状況 →
砧小学校の改築状況

(3) 参加申込書の受付期限並びに提出場所及び方法

- 1) 受付期限 令和4年8月25日(木)午後5時まで
- 2) 提出場所 上記(1)に同じ。
- 3) 提出方法 直接持参又は郵送すること。ただし、郵送する場合は、期限日までに必着するよう必ず「特定記録郵便」又は「書留郵便」とし、期限日までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

(4) 技術提案書の受領日時並びに提出場所及び方法

- 1) 受領日 一次審査結果通知書の受領の日～令和4年12月1日(木)正午まで
- 2) 提出場所 上記(1)に同じ。
- 3) 提出方法 直接持参又は郵送すること。ただし、郵送する場合は、期限日までに必着するよう必ず「特定記録郵便」又は「書留郵便」とし、期限日までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

6 契約の枠組み

1) 対象者

本事業内で想定する契約工事	契約対象
基本設計・実施設計業務委託	施工者(代表構成員のみ)と設計者のJV
既存幼稚園移転他整備工事	施工者(代表構成員のみ)
既存幼稚園解体工事	施工者(代表構成員のみ)
既存校舎解体工事	施工者(代表構成員のみ)
改築工事	施工者(JVの場合は施工者JV)
擁壁整備工事	施工者(代表構成員のみ)
既存体育館解体工事、校庭整備工事	施工者(JVの場合は施工者JV)
各工事監理業務委託	設計者

2) 締結時期

基本協定締結：令和5年3月

基本設計業務委託契約・既存幼稚園移転他整備工事に伴う実施設計業務契約
：令和5年4月頃

実施設計業務委託契約：令和6年5月頃

工事請負契約：令和6年5月頃

(既存幼稚園移転他整備工事を令和7年2月までの工期とし、既存幼稚園解体工事の着工は令和7年4月以降とする。)

工事監理業務委託契約：令和6年5月頃

※各業務の契約方法及び期間については、参加者の提案を基に、区と協議のうえ決定する。ただし、既存幼稚園の移転及び解体は上記条件を厳守するものとする。

3) 契約の概要

ア 契約締結

優先交渉権者を受注者として、本区との間で基本協定書について速やかに合意し締結するとともに、基本協定書に基づき、本区と各業務の契約を締結するものとする。各業務の契約については、当該業務に係る予算の議決及び配当を条件に契約する。また、工事請負契約については、これに加えて、当該契約に係る議決を条件に契約する。なお、工事請負契約は工期、工事区域等を分割して締結することがあり、工期及び分割方法については、区の指示により、設計業務において定める。

イ 契約概要

受注者が本区を相手方として締結する各契約は、基本協定書（案）、建築設計業務委託契約約款A（案）及び工事請負契約書約款（案）（以下「各契約書（案）」という。）によるものとし、基本協定書（案）及び各契約書（案）の内容は、法令等の改正への対応等、社会通念上必要と認められるものを除き、変更しないこととする。

各契約は、基本協定書に基づき締結するものであり、各契約書において受注者が遂行すべき設計業務、建設業務、工事監理業務に関する業務内容、契約期間、リスク分担、金額、支払方法、主任技術者等を定める。

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否：要
- (3) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約相手方との随意契約により締結する予定の有無：無
- (4) 契約代金等の支払
各契約における契約金額、契約保証金、前払金、一部完了、部分払金については、基本協定書及び各契約書に基づく。
- (5) 違約金
違約金は、各契約書に基づく。
- (6) 契約の解除
各契約における本区及び受注者の解除権は、各契約書に基づく。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口：上記5（1）に同じ。
- (8) 区は、この案件に参加を希望した者及び技術提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由を公表することができるものとする。
- (9) 詳細は事業者選定プロポーザル実施要領による。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
技能労働者の場合

**東京都の公共工事設計労務単
価の職種ごとの85%相当額**
(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者の場合
(不動産、賃貸借を除く)

1時間あたり **1,170円**

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき、告示します。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、労働報酬下限額が適用になる契約案件(※)の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約（不動産、賃貸借を除く）又は指定管理者協定

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,731円	潜かん世話役	3,921円	型わく工	2,827円
普通作業員	2,370円	さく岩工	3,326円	大工	2,720円
軽作業員	1,658円	トンネル特殊工	3,188円	左官	2,986円
造園工	2,338円	トンネル作業員	2,689円	配管工	2,561円
法面工	2,986円	トンネル世話役	3,592円	はつり工	2,720円
とび工	2,965円	橋りょう特殊工	3,230円	防水工	3,220円
石工	2,901円	橋りょう塗装工	3,315円	板金工	3,092円
ブロック工	2,689円	橋りょう世話役	3,794円	サッシ工	2,837円
電工	2,837円	土木一般世話役	2,816円	内装工	2,975円
鉄筋工	2,986円	高級船員	3,241円	ガラス工	2,805円
鉄骨工	2,731円	普通船員	2,572円	ダクト工	2,529円
塗装工	3,220円	潜水士	4,505円	保温工	2,455円
溶接工	3,326円	潜水連絡員	3,220円	設備機械工	2,476円
運転手(特殊)	2,689円	潜水送気員	3,135円	交通誘導員A	1,743円
運転手(一般)	2,242円	山林砂防工	2,859円	交通誘導員B	1,509円
潜かん工	3,305円	軌道工	5,143円	上記以外の職種	1,170円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,365円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和4年3月14日告示によるものです。

適用対象は令和4年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。